

平成 30 年度勝央町内部統制評価報告結果に関する意見書

地方自治法第 150 条第 5 項の規定により、同条第 4 項に規定する平成 30 年度勝央町内部統制報告書の審査を行ったので、次のとおり意見を付する。

平成 31 年 3 月 29 日

勝央町代表監査委員 岸本 収正

1 審査手続

勝央町の内部統制評価報告書について、町長及び内部統制統括部署から報告を受け、(1) 評価手続に係る記載の審査、(2) 評価結果に係る記載の審査について、評価手続における不適切事項があった場合には、当該事項を以下の意見に記載した上で、当該事項を除外した範囲での限定的なものとして、評価結果の相当性について審査した。また、その他監査等において得られた知見を利用した。

2 審査意見

勝央町の内部統制評価報告書について、上記審査手続きのとおり審査した限りにおいて、監査委員の意見は以下のとおりである。

(1) 評価手続に係る記載の相当性

- ・相当である

(2) 評価結果に係る記載の相当性

- ・相当である

(3) 指摘事項

特になし。

3 備考

特段記載すべき事項なし。